入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

令和６年１月12日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　山本　　巧

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　鳥海ダム本体建設（第１期）工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　秋田県由利本荘市鳥海町百宅地内

⑷　工事内容　本体基礎掘削工　Ｖ＝約845,000㎥（全体：約845,000㎥）、材料採取工　Ｖ＝約3,596,000㎥（全体：約3,596,000㎥）、ＣＳＧ打設　Ｖ＝約1,162,000㎥（全体：約1,470,000㎥）、コンクリート打設　Ｖ＝約109,000㎥（全体：約242,000㎥）、基礎処理工　Ｌ＝約21,000m（全体：約44,000m）、法面工　１式、濁水処理設備運転工　１式、雑工事　１式、仮設工　１式

⑸　工期　工事の始期から1,634日間（ただし、令和６年５月22日（工事着手期限）までに工事を開始すること。）

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約14,500㎥、セメント　約283,700ｔ、鉄筋　約780ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、技術提案の指定項目において、品質保持及び耐久性確保等に関する技術提案項目に加えて、「ＩＣＴ活用等による生産性向上に資する技術提案」を求める指定項目とする試行対象工事である。

②　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

③　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑥　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑦　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑧　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑨　本工事は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

工期：工事の始期から1,634日間（ただし、令和６年５月22日（工事着手期限）までに工事を開始すること。）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

⑩　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑪　本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。

⑫　本工事は、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。見積採用にあたっては、見積（歩掛）を採用することとし、労務単価については、公共工事設計労務単価を採用する。また、採用した見積（歩掛）については、競争参加資格確認結果の通知をした日に電子入札システムにより配布を行う。

⑬　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）の対象工事である。ただし、ＩＣＴ活用工事（施工者希望（Ⅰ・Ⅱ）型）を希望した場合は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）は対象外とする。なお、詳細については特記仕様書による。

⑭　本工事は、週休２日を推進するため、４週８休以上の現場閉所を実施する試行工事である。

⑮　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

⑯　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。

⑰　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術を活用する工事である。

⑱　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⑲　本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象工事である。

⑳　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

㉑　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑼　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

⑽　本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札とする。

⑾　暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

２　競争参加資格

次の⑴から⒀までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年１月12日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から鳥海ダム本体建設（第１期）工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ」という。）、又は次の⑴から⒀までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る令和５・６年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。